

武蔵野市自殺対策計画(仮称)
ライフステージ別施策と
市の現状・今後の取り組み

平成 30 (2018) 年 10 月 2 日

武蔵野市

ライフステージ別施策について

武蔵野市地域自殺実態プロフィール 2017（自殺総合対策推進センター）では、次の3つが推奨される重点パッケージとなっている。

推奨される重点パッケージ	地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計）				
高齢者 生活困窮者 勤務・経営	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
	1位:女性 60歳以上無職同居	11	9.2%	17.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
	2位:男性 40～59歳有職同居	11	9.2%	15.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
	3位:男性 60歳以上無職同居	7	5.8%	19.0	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
	4位:男性 20～39歳無職同居	6	5.0%	47.3	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
	5位:男性 40～59歳無職独居	5	4.2%	149.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

※「推奨パッケージ」は「地域の自殺の特徴」の上位の3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定されている。

※「主な自殺の危機経路」は、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。

市では、地域の自殺実態を踏まえ、「若者」「妊産婦」の2つを加え、全ライフステージの取組みとする。（※第1回策定委員会での委員意見も参照）

- ・プロフィールでは重点パッケージの1つに「子ども・若者」があげられており、「児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要」があり、「そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められる」としている。
- ・プロフィールでは妊産婦という区分は設定されていないが、「地域自殺対策政策パッケージ」においては「子ども・若者」の中の「社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組」の中で取り上げられている。

「若者」→「20代学生」「20代・30代無職」をターゲットにした施策に取り組む

- ・自殺統計、プロフィールにおいては10歳刻みの年齢区分であり20代前半・後半の区別はない。また、プロフィールには10代の区分はない。
 - ・一方、職業の区分があり、「学生」や「無職」は捉えることが可能。また、重点の一つに「勤務・経営」があり、20代就労はこれに含めて対応が可能
 - ・市の実態としては、20歳未満の自殺死亡率は決して高くない。市の特徴として学生の多さ、学生に人気のまちという側面がある。
- 主に「20代学生」「20代30代無職」を対象とする（大学生から就職・社会人としての移行期とその危機への対応）

ライフステージ別施策 1	求められている方向性
<p>妊産婦・乳幼児の保護者 (妊娠期～小学校就学前)</p>	<p>核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えている。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を強化する必要がある。出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図り、産後の初期段階における支援を強化する。</p>

市の取組状況	市における今後の施策の方向
<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内ネットワークとして「こころの健康市内連携会議」があり、自殺対策を含めた「こころの健康づくり」に関する事業や、各課が持つ相談機能について情報交換を行い、課題の抽出や共有を行い、市内の相談機能の強化を行っています。 ・子育て支援分野では、子育て支援ネットワーク（子ども家庭支援センター）を中心に、児童虐待の防止や子育てに不安を持つ家庭を支援しています。 ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、消費者被害や生活困窮の課題に対応するために、武蔵野市見守り・孤立防止ネットワークを設置し、民間事業者や関係機関とも連携して取り組んでいます。 ・障害者福祉分野では、地域の障害者福祉に関する課題等について協議し、障害者の自立した地域生活を支える為に、関係団体、事業所、学識経験者、当事者、行政等をメンバーとした「自立支援協議会（障害者福祉課）」を開催しています。 <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を構築するとともに、プレママのひろば、あかちゃんのひろば、子育てひろば事業、一時保育、利用者支援事業（基本型）などの事業を実施しています。各事業では月 	<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域リハビリテーションの推進のため、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。 (2) 現行の市内協議体である「こころの健康市内連携会議」に加え、市内民間事業者や警察、消防、福祉団体等、庁外の関係団体も加えた地域と連携する会議体について、既存の協議体・会議体への機能の付加等の可能性も含めて検討します。 (3) 本市における健康福祉分野をはじめとする協議体・会議体を活かし、自殺対策に関する情報提供等を行っていきます。 <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活する身近な地域での見守りも重要です。子育て支援施設を利用してもらえよう、周知していきます。

齢・年齢に応じた育児上の悩みや健康問題に専門職が対応するとともに、孤立しがちな親子に対する友達づくりや情報交換、仲間づくりの場としても機能しています。

・平成 27 年 4 月にスタートした生活困窮者自立支援制度として、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金支給事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を実施しています。

【自立相談支援事業】

経済的に困窮している方に対し、就労の状況や心身の状態など抱えている課題の解決に向けて困窮者本人の意思を尊重した寄り添った支援を実施します。

【住居確保給付金支給事業】

就労能力・意欲のある方で、現在離職し、住居を喪失された方（またはそのおそれのある方）に、3 カ月を原則として、家賃額相当（上限あり）の給付金を支給します。

【就労準備支援事業】

「社会との関わりに不安がある」「長期間就労していない」等、直ちに就労することが困難な方に対し、就労の前段階として必要な生活習慣の形成や社会的能力の習得等の支援を行っています。

【家計改善支援事業】

家計管理能力を高めるため、家計改善支援員と協力して家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生されることを支援します。

・一時保育、ショートステイ、産前・産後支援ヘルパー、ひとり親家庭支援事業など、保護者の不安や負担を軽減する支援を実施しています。

・障害児への支援として、乳幼児から学齢期、青年期に至るまで、発達

段階に応じた適切な支援が途切れずに受けられるよう支援を行っています。また、みどりのこども館において発達の良い気になる子どもとその保護者からの相談を受け、専門スタッフが子どもの発達や地域生活をサポートし、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行っています。（障害児支援サービス・みどりのこども館事業）

- ・重度心身障害児（者）の保護者の介護負担の軽減や休養を図るため、訪問看護師が自宅を訪問し、医療ケア等を一定時間代替します。（重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業）
- ・保護者または家族の病気・事故・出産等により緊急の一時的な保護が必要となる場合や介護者の介護疲労を取り除くため、障害者（児）が病院や施設を利用することができます。（障害者ショートステイ事業）

■自殺対策を支える人材の育成

- ・市民の相談を受ける機会のある職員が、自殺予防のために適切な対応をとれるよう、全職員を対象にゲートキーパー研修を実施しています。（ゲートキーパー研修）
- ・民生児童委員に対しても、ゲートキーパー研修の案内をしています。
- ・精神障害の方に派遣されるヘルパーが専門的な知識を学び、より適切な支援を行えるようにするため、「精神障害者支援ホームヘルパー現任研修」を実施しています。

■住民への周知・啓発

- ・自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催しています。
- ・「ゆりかごむさしの」の取組のなかで、「妊娠の届出をされる方へ」のチラシ

■自殺対策を支える人材の育成

- （1）現在実施している全職員を対象としたゲートキーパー研修に加え、保育士、介護支援専門員、薬剤師など様々な専門職に対するゲートキーパー研修や専門的な知識等の研修を実施します。
- （2）現在啓発を主として行っている「市民こころの健康支援事業（テーマ講座）」を、「気づき」のための人材育成の場としても位置付け、多くの市民への「啓発」と「人材育成」を行っていきます。

■住民への周知・啓発

- （1）自殺対策に関する内容の周知と啓発を行うために、市報やホームページに加え、SNSを活用して周知、啓発の強化を図ります。また、相談先機関の周知も合わせて行っています。

において妊娠期の不安への相談窓口を周知しています。

- ・武蔵野市の男女平等推進拠点施設である男女平等推進センターでは、各種講座・講演会の実施や図書の貸出、DVやデートDVについての啓発や相談窓口の周知を行っています。
- ・メンタルヘルスに関するさまざまな内容について、市内の各種団体・教育機関・組織・グループなどからの要請に応じ、専門の講師を派遣し、講座を実施しています。（市民こころの健康支援事業（出前講座））
- ・自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催しています。（市民こころの健康支援事業（テーマ講座））
- ・精神保健福祉に関する普及啓発の講演会を年1回開催しています。（精神保健福祉啓発事業）

■相談支援事業の充実

- ・相談においては、子ども家庭支援センターで子育て総合相談、ひとり親家庭相談などを実施し、支援が必要な家庭の相談に対応しています。
- ・また、「ゆりかごむさしの」の取組を開始し、妊婦面接、妊婦訪問、マタニティ安心コール、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児発達相談など、一人ひとりに寄り添い、地域とつなぐ、切れ目のないサポートの提供に取り組んでいます。
- ・男女平等推進センターでは、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員や弁護士が対応する女性総合相談や女性法律相談を実施しています。
- ・市民こころの健康支援事業（相談支援）では、メンタルヘルスに関する相談を、資格をもった専門職が受けています。本人からの相談だけでなく、家族や友人からの相談も受け付けています。

(2) 女性に対する暴力をなくす運動期間に関連講座や図書・パネル展示等を実施することにより、DVやデートDV、性暴力、セクハラ、売買春など暴力の未然防止や早期発見につなげます。

(3) 仕事と生活の調和の実現に向け、一人ひとりの働き方や生き方を見直すため、男女平等推進センターが実施する講座・講演会や男女平等推進情報誌『まなこ』等にてワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の周知・啓発を行います。

■相談支援事業の充実

- (1) 早期から継続した支援を行うことで、育児不安が軽減できることが期待されます。妊娠期（母子保健手帳交付時）から、保健師等専門職が関わり、支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう、個々に合わせた支援を充実させます。また、関係機関と連携し虐待予防を強化します。
- (2) 従来の個別支援とあわせて、集団を対象に実施する事業では、そのスケールメリットを活かして子どもの発達の見通しを伝えるなど、集団への働きかけを拡充します。また、親同士が地域で子育ての不安や悩みを語り合い解決する力をつけられるよう、子育ての仲間づくりを促すような事業を展開します。
- (3) 産後うつ予防・早期発見・重症化予防に努め、産後早期の不安を軽減するための支援のあり方について検討します。
- (4) 子どもに愛着を持って子育てできるよう、不安を取り除き、子どもとの関わり

- ・障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置として、「障害者虐待防止センター」を設置し、電話での通報は 24 時間受け付けています。
- ・難病含む障害に対応した総合的な相談支援、相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、ネットワーク構築などの事業を行う、「基幹相談支援センター」を市直営で設置しています。
- ・地域において、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、必要な支援機関へのつなぎ、当事者同士が交流できる場として「地域活動支援センター」を市内 3 か所に設置しています。
- ・生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うため、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の成功に伴い、生活保護の対象となる方も含め、生活困窮者に対する新たな相談窓口を「生活困窮者総合相談窓口」として生活福祉課に設置しています。

方や子どもの発達の見通しを丁寧に伝える支援をします。

- (5) 母子健康手帳交付時に全ての妊婦と面接することを目指し、面接の際に、妊娠期から子育て期までの相談先として、地域の専門職の役割を積極的に周知します。
- (6) 妊娠期からの家庭訪問や電話等を充実し、市民が安心して相談できるよう努めていきます。
- (7) 産後早期に電話で家庭の状況を把握することで、産後うつ予防や早期発見に努め、早期にこにちは赤ちゃん訪問を実施します。さらに支援の必要な家庭には、産後支援訪問を実施するなど、継続して支援できる体制を強化します。
- (8) 既に実施している各乳幼児健康診査や育児学級等を活用するなど、適切な情報を適切な時期に提供し、子育ての見通しを伝えていきます。第二子以降の子どもがいる家庭向けの講座等を実施し、第一子でも第二子以降でも子育てに対する不安の軽減を目指します。
- (9) 女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談や女性法律相談を実施します。
- (10) 子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援を要する家庭へのサポートを行うとともに、子育て支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等関係機関の連携強化及び相談員の専門性・対応力の向上を引き続き図ります。
- (11) 生活困窮者総合相談窓口を通じて、社会的な孤立や生きづらさを感じることがないように、早期に生活困窮者支援へとつないでいきます。

ライフステージ別施策 2	求められている方向性
<p style="text-align: center;">子ども</p> <p>(小学校就学～20歳未満)</p>	<p>児童生徒、大学生、10代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に対策を進める必要がある。子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められる。</p>

市の取組状況	市における今後の施策の方向
<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内ネットワークとして「こころの健康市内連携会議」があり、自殺対策を含めた「こころの健康づくり」に関する事業や、各課が持つ相談機能について情報交換を行い、課題の抽出や共有を行い、市内の相談機能の強化を行っています。(再掲) ・ 児童虐待、いじめや不登校、引きこもりの問題に対しては、若者サポート推進連絡会議(障害者福祉課・児童青少年課)、保幼小中連携事業(教育支援課)、子育て支援ネットワーク(子ども家庭支援センター)が連携し、子どもとその家庭を支援しています。 ・ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、消費者被害や生活困窮の課題に対応するために、武蔵野市見守り・孤立防止ネットワークを設置し、民間事業者や関係機関とも連携して取り組んでいます。(再掲) ・ 障害者福祉分野では、地域の障害者福祉に関する課題等について協議し、障害者の自立した地域生活を支える為に、関係団体、事業所、学識経験者、当事者、行政等をメンバーとした「自立支援協議会(障害者福祉課)」を開催しています。(再掲) <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都教育委員会で「SOSの出し方に関する教育」が進められてい 	<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域リハビリテーションの推進のため、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。(再掲) (2) 現行の市内協議体である「こころの健康市内連携会議」に加え、市内民間事業者や警察、消防、福祉団体等、市外の関係団体も加えた地域と連携する協議体について、既存の協議体・会議体への機能の付加等の可能性も含めて検討します。(再掲) (3) 本市における健康福祉分野をはじめとする協議体・会議体を活かし、自殺対策に関する情報提供等を行っていきます。(再掲) <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) DVD教材等を活用したSOSの出し方に関する教育の実施し、充実

ます。

- ・各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、及び年3回アンケートを実施し、いじめ防止に努めています。（いじめ防止対策事業）
- ・不登校など生活指導上の課題に対応するため、支援員を配置し、学校と家庭が連携した対応を強化するとともに、不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を設置し、集団への再適応、自立を援助する学習、学習・生活指導等を実施しています。（適応指導教室（チャレンジルーム））
- ・平成27年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度として、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金支給事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を実施しています。（再掲）

【自立相談支援事業】

経済的に困窮している方に対し、就労の状況や心身の状態など抱えている課題の解決に向けて困窮者本人の意思を尊重した寄り添った支援を実施します。（再掲）

【住居確保給付金支給事業】

就労能力・意欲のある方で、現在離職し、住居を喪失された方（またはそのおそれのある方）に、3カ月を原則として、家賃額相当（上限あり）の給付金を支給します。（再掲）

【就労準備支援事業】

「社会との関わりに不安がある」「長期間就労していない」等、直ちに就労することが困難な方に対し、就労の前段階として必要な生活習慣の形成や社会的能力の習得等の支援を行っています。（再掲）

【家計改善支援事業】

家計管理能力を高めるため、家計改善支援員と協力して家計の状

を図ります。

況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生されることを支援します。（再掲）

【学習支援事業】

子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の児童・生徒に対し無料で学習の機会を提供することにより、基礎学力の定着と高校進学及び高校中退防止を支援しています。

- ・人とのつながりや「次のステップ」に踏み出す足がかりを求めている若者に、相談の場と安心して参加できる活動の場を提供するため「若者サポート事業」を実施しています。個別相談をしながら、学習や体験を通して自分の進路を探していく支援を行うもので、ご家族や関係者など、本人以外からの相談も受け付けています。
- ・社会参加に向けて悩みをもつ若者とその家族を対象に、電話相談・来所相談・訪問相談を行っています。また、コミュニケーションを目的として、フットサルや社会参加体験のワークショップを開催するとともに、家族セミナーや講演会等を開催し、若者の社会参加を支援しています。（引きこもりサポート事業）
- ・障害のある方が、日中に市と協定を結んだ障害福祉サービス事業所において活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練や支援を行っています。（日中一時支援事業）
- ・障害者総合支援法に基づいて障害のある方、難病等対象者にたいして、日常生活上で必要な支援や訓練等を決定・支給しています。（障害者福祉サービス）
- ・障害がある方の就労に関する相談および支援を行う機関として、「武蔵野市障害者就労支援センターあいる」を設置しています。
- ・18歳以上 65歳未満の身体障害者、中途障害者、高次脳機能障害者が、日常生活動作や訓練方法等に関する相談や、機能回復訓

練、障害者相互の交流、地域とのふれあいの場を提供することにより、障害者の自立や社会参加を促す支援を行っています。（障害者福祉センター事業）

・地域において、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、必要な支援機関へのつなぎ、当事者同士が交流できる場として「地域活動支援センター」を市内3か所に設置しています。（再掲）

・障害児への支援として、乳幼児から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が途切れずに受けられるよう支援を行っています。また、みどりのこども館において発達の気になる子どもとその保護者からの相談を受け、専門スタッフが子どもの発達や地域生活をサポートし、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行っています。（障害児支援サービス・みどりのこども館事業）（再掲）

・重度心身障害児（者）の保護者の介護負担の軽減や休養を図るため、訪問看護師が自宅を訪問し、医療ケア等を一定時間代替します。（重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業）（再掲）

・保護者または家族の病気・事故・出産等により緊急の一時的な保護が必要となる場合や介護者の介護疲労を取り除くため、障害者（児）が病院や施設を利用することができます。（障害者ショートステイ事業）（再掲）

■自殺対策を支える人材の育成

・市民の相談を受ける機会のある職員が、自殺予防のために適切な対応をとれるよう、教職員を含む全職員を対象にゲートキーパー研修を実施しています。（ゲートキーパー研修）（再掲）

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが配置され、さまざまな課題に対応しています。

■自殺対策を支える人材の育成

（1）現在実施している全職員を対象としたゲートキーパー研修に加え、保育士、介護支援専門員、薬剤師など様々な専門職に対するゲートキーパー研修や専門的な知識等の研修を実施します。（再掲）

（2）現在啓発を主として行っている「市民こころの健康支援事業（テーマ講座）」を、「気づき」のための人材育成の場としても位置付け、多くの市民

・精神障害の方に派遣されるヘルパーが専門的な知識を学び、より適切な支援を行えるようにするため、「精神障害者支援ホームヘルパー現任研修」を実施しています。（再掲）

■ 住民への周知・啓発

- ・学校の総合の授業からの要請を受けて出前講座を開催（年間4回程度）しています。（市民こころの健康支援事業（出前講座））
- ・市立小中学校においては、いじめや不登校、その他生活上の様々な問題や困った時の相談先として児童とその保護者が活用できる相談先の一覧を配布しています。
- ・男女平等推進センターでは、各種講座・講演会の実施や図書の貸出、DV やデート DV についての啓発や相談窓口の周知を行っています。（再掲）
- ・メンタルヘルスに関するさまざまな内容について、市内の各種団体・教育機関・組織・グループなどからの要請に応じ、専門の講師を派遣し、講座を実施しています。（市民こころの健康支援事業（出前講座））（再掲）
- ・自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催しています。（市民こころの健康支援事業（テーマ講座））（再掲）
- ・精神保健福祉に関する普及啓発の講演会を年1回開催しています。（精神保健福祉啓発事業）（再掲）

■ 相談支援事業の充実

- ・教育支援センターでは、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談に対し教育相談員（心理）が対面や電話で受け付けています。（教

への「啓発」と「人材育成」を行っていきます。（再掲）

■ 住民への周知・啓発

- （1）自殺対策に関する内容の周知と啓発を行うために、市報やホームページに加え、SNS を活用して周知、啓発の強化を図ります。また、相談先機関の周知も合わせて行っています。（再掲）
- （2）女性に対する暴力をなくす運動期間に関連講座や図書・パネル展示等を実施することにより、DV やデート DV、性暴力、セクハラ、売買春など暴力の未然防止や早期発見につなげます。（再掲）
- （3）男女平等推進センターの実施する講座・講演会や男女平等推進情報誌『まなこ』、女性に対する暴力をなくす運動等にてデート DV や多様な性、JK ビジネス等をテーマにとりあげ、周知啓発や理解促進を図ります。（再掲）
- （4）現在実施している市民こころの健康支援事業（出前講座）を大学をはじめとする教育機関などと連携し、定期的を開催していくことを検討します。

■ 相談支援事業の充実

- （1）いじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関の連携を進め、学校における組織的な教育

育相談及び学校派遣相談)

- ・学校においては、スクールカウンセラーが子ども自身や保護者からの相談を受けるとともに、子どもへのかかわり方について教員から相談を受けています。(派遣相談員制度)
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、課題解決を図っています。
- ・市民こころの健康支援事業(相談支援)では、メンタルヘルスに関する相談を、資格をもった専門職が受けています。本人からの相談だけでなく、家族や友人からの相談も受け付けています。(再掲)
- ・障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置として、「障害者虐待防止センター」を設置し、電話での通報は 24 時間受け付けています。(再掲)
- ・難病含む障害に対応した総合的な相談支援、相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、ネットワーク構築などの事業を行う、「基幹相談支援センター」を市直営で設置しています。(再掲)
- ・地域において、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、必要な支援機関へのつなぎ、当事者同士が交流できる場として「地域活動支援センター」を市内 3 か所に設置しています。(再掲)
- ・生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うため、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の成功に伴い、生活保護の対象となる方も含め、生活困窮者に対する新たな相談窓口を「生活困窮者総合相談窓口」として生活福祉課に設置しています。(再掲)

相談体制の一層の充実を図ります。特に、教育支援センターの派遣相談員制度や都のスクールカウンセラー制度を活用し、学校におけるカウンセリング・学級担任への助言・校内研修などを充実します。また、チャレンジルーム(適応指導教室)の指導を充実するとともに、教育支援センターの教育相談員(臨床心理士)やスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭訪問や別室登校など早期支援を行います。

- (2) 女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談や女性法律相談を実施します。(再掲)
- (3) 子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援を要する家庭へのサポートを行うとともに、子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)等関係機関の連携強化及び相談員の専門性・対応力の向上を引き続き図ります。(再掲)
- (4) 生活困窮者総合相談窓口を通じて、社会的な孤立や生きづらさを感じることがないように、早期に生活困窮者支援へとつないでいきます。(再掲)

ライフステージ別施策 3	求められている方向性
<p style="text-align: center;">若者 (20代・30代)</p>	<p>子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められる。若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する機関、団体も支援に関係するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもとで機能する支援が必要となる。</p>
<p>主な自殺の危機経路</p>	<p>【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺 / 【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺</p>

市の取組状況	市における今後の施策の方向
<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内ネットワークとして「こころの健康市内連携会議」があり、自殺対策を含めた「こころの健康づくり」に関する事業や、各課が持つ相談機能について情報交換を行い、課題の抽出や共有を行い、市内の相談機能の強化を行っています。(再掲) ・ 若者サポート推進連絡会議(障害者福祉課・児童青少年課)は就学期から引き続き、30代ぐらいまでを対象に当事者とその家庭を支援するネットワークとして機能しています。 ・ 必要に応じて生活困窮者自立支援制度の利用へとつないでいます。 ・ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、消費者被害や生活困窮の課題に対応するために、武蔵野市見守り・孤立防止ネットワークを設置し、民間事業者や関係機関とも連携して取り組んでいます。(再掲) ・ 障害者福祉分野では、地域の障害者福祉に関する課題等について協議し、障害者の自立した地域生活を支える為に、関係団体、事業所、学識経験者、当事者、行政等をメンバーとした「自立支援協議会(障害者福祉課)」を開催しています。(再掲) 	<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域リハビリテーションの推進のため、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。(再掲) (2) 現行の市内協議体である「こころの健康市内連携会議」に加え、市内民間事業者や警察、消防、福祉団体等、庁外の関係団体も加えた地域と連携する会議体について、既存の協議体・会議体への機能の付加等の可能性も含めて検討します。(再掲) (3) 本市における健康福祉分野をはじめとする協議体・会議体を活かし、自殺対策に関する情報提供等を行っていきます。(再掲) (4) 経済的困窮の課題を抱えている人だけでなく、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を受け止める相談窓口体制、ネットワーク、連携を強化します。

■ 生きることへの促進要因への支援

・平成 27 年 4 月にスタートした生活困窮者自立支援制度として、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金支給事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を実施しています。（再掲）

【自立相談支援事業】

経済的に困窮している方に対し、就労の状況や心身の状態など抱えている課題の解決に向けて困窮者本人の意思を尊重した寄り添った支援を実施します。（再掲）

【住居確保給付金支給事業】

就労能力・意欲のある方で、現在離職し、住居を喪失された方（またはそのおそれのある方）に、3 カ月を原則として、家賃額相当（上限あり）の給付金を支給します。（再掲）

【就労準備支援事業】

「社会との関わりに不安がある」「長期間就労していない」等、直ちに就労することが困難な方に対し、就労の前段階として必要な生活習慣の形成や社会的能力の習得等の支援を行っています。（再掲）
（参考）

・広域施策である「ハローワーク」「TOKYO はたらくネット」「東京しごとセンター」において、若者の就労を支援しています。ハローワークには全国に「わかもの支援コーナー」「わかもの支援窓口」が設けられ、正規雇用を目指す若年者（おおむね 45 歳未満）を対象に無料のサービスを行っています。

【家計改善支援事業】

家計管理能力を高めるため、家計改善支援員と協力して家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期

■ 生きることへの促進要因への支援

- （1） 家族セミナーやフォーラムを求心力にして、家族に対する支援とともに、居場所や参加プログラムにつなげていきます。
- （2） 若者サポート事業との連携を図りながら、地域資源との連携により、地域のイベントや実習・アルバイト等の就労までの中間的な場を広げるとともに、若者の地域参加によってまちづくりの活性化や事業の充実を図ります。

に家計を再生されることを支援します。（再掲）

- ・社会参加に向けて悩みをもつ若者とその家族を対象に、電話相談・来所相談・訪問相談を行っています。また、コミュニケーションを目的として、フットサルや社会参加体験のワークショップを開催するとともに、家族セミナーや講演会等を開催し、若者の社会参加を支援しています。（引きこもりサポート事業）（再掲）
- ・必要に応じて生活困窮者自立支援制度の利用へとつないでいます。
- ・障害のある方が、日中に市と協定を結んだ障害福祉サービス事業所において活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練や支援を行っています。（日中一時支援事業）（再掲）
- ・障害者総合支援法に基づいて障害のある方、難病等対象者にたいして、日常生活上で必要な支援や訓練等を決定・支給しています。（障害者福祉サービス）（再掲）
- ・障害がある方の就労に関する相談および支援を行う機関として、「武蔵野市障害者就労支援センターあいる」を設置しています。
- ・18歳以上 65歳未満の身体障害者、中途障害者、高次脳機能障害者が、日常生活動作や訓練方法等に関する相談や、機能回復訓練、障害者相互の交流、地域とのふれあいの場を提供することにより、障害者の自立や社会参加を促す支援を行っています。（障害者福祉センター事業）（再掲）
- ・地域において、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、必要な支援機関へのつなぎ、当事者同士が交流できる場として「地域活動支援センター」を市内3か所に設置しています。（再掲）
- ・重度心身障害児（者）の保護者の介護負担の軽減や休養を図るため、訪問看護師が自宅を訪問し、医療ケア等を一定時間代替します。（重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業）（再掲）

・保護者または家族の病気・事故・出産等により緊急の一時的な保護が必要となる場合や介護者の介護疲労を取り除くため、障害者（児）が病院や施設を利用することができます。（障害者ショートステイ事業）（再掲）

■ 自殺対策を支える人材の育成

- ・市民の相談を受ける機会のある職員が、自殺予防のために適切な対応をとれるよう、教職員を含む全職員を対象にゲートキーパー研修を実施しています。（ゲートキーパー研修）（再掲）
- ・精神障害の方に派遣されるヘルパーが専門的な知識を学び、より適切な支援を行えるようにするため、「精神障害者支援ホームヘルパー現任研修」を実施しています。（再掲）

■ 住民への周知・啓発

- ・自殺対策強化月間に合わせて年 2 回、自殺防止に関する講演会を開催しています。（市民こころの健康支援事業（テーマ講座））（再掲）
- ・武蔵野市の男女平等推進拠点施設である男女平等推進センターでは、各種講座・講演会の実施や図書の出借、DV やデートDV についての啓発や相談窓口の周知を行っています。（再掲）
- ・メンタルヘルスに関するさまざまな内容について、市内の各種団体・教育機関・組織・グループなどからの要請に応じ、専門の講師を派遣し、講座を実施しています。（市民こころの健康支援事業（出前講座））（再掲）
- ・自殺対策強化月間に合わせて年 2 回、自殺防止に関する講演会を開催しています。（市民こころの健康支援事業（テーマ講座））（再掲）

■ 自殺対策を支える人材の育成

- （1）現在実施している全職員を対象としたゲートキーパー研修に加え、保育士、介護支援専門員、薬剤師など様々な専門職に対するゲートキーパー研修や専門的な知識等の研修を実施します。（再掲）
- （2）現在啓発を主として行っている「市民こころの健康支援事業（テーマ講座）」を、「気づき」のための人材育成の場としても位置付け、多くの市民への「啓発」と「人材育成」を行っていきます。（再掲）

■ 住民への周知・啓発

- （1）自殺対策に関する内容の周知と啓発を行うために、市報やホームページに加え、SNS を活用して周知、啓発の強化を図ります。また、相談先機関の周知も合わせて行っていきます。（再掲）
- （2）女性に対する暴力をなくす運動期間に関連講座や図書・パネル展示等を実施することにより、DV やデートDV、性暴力、セクハラ、売買春など暴力の未然防止や早期発見につなげます。（再掲）
- （3）男女平等推進センターの実施する講座・講演会や男女平等推進情報誌『まなこ』、女性に対する暴力をなくす運動等にてデートDV や多様な性、JK ビジネス等をテーマにとりあげ、周知啓発や理解促進を図ります。（再掲）
- （4）現在実施している市民こころの健康支援事業（出前講座）を大学をはじめとする教育機関などと連携し、定期的を開催していくことを検討しま

掲)

- ・精神保健福祉に関する普及啓発の講演会を年 1 回開催しています。
(精神保健福祉啓発事業) (再掲)

■相談支援事業の充実

- ・市民こころの健康支援事業(相談支援)では、メンタルヘルスに関する相談を、資格をもった専門職が受けています。本人からの相談だけではなく、家族や友人からの相談も受け付けています。(再掲)
- ・うつ病や精神疾患が疑われる場合には、基幹相談支援センターで総合相談、専門相談に対応し、必要な支援機関につなげています。
- ・男女平等推進センターでは、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員や弁護士が対応する女性総合相談や女性法律相談を実施しています。(再掲)
- ・障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置として、「障害者虐待防止センター」を設置し、電話での通報は 24 時間受け付けています。再掲)
- ・難病含む障害に対応した総合的な相談支援、相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、ネットワーク構築などの事業を行う、「基幹相談支援センター」を市直営で設置しています。(再掲)
- ・地域において、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、必要な支援機関へのつなぎ、当事者同士が交流できる場として「地域活動支援センター」を市内 3 か所に設置しています。(再掲)
- ・生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うため、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の成功に伴い、生活保護の対象となる

す。(再掲)

- (5) 仕事と生活の調和の実現に向け、一人ひとりの働き方や生き方を見直すため、男女平等推進センターが実施する講座・講演会や男女平等推進情報誌『まなこ』等にてワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の周知・啓発を行います。(再掲)

■相談支援事業の充実

- (1) 女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談や女性法律相談を実施します。(再掲)
- (2) 生活困窮者総合相談窓口を通じて、社会的な孤立や生きづらさを感じることがないように、早期に生活困窮者支援へとつないでいきます。(再掲)

<p>方も含め、生活困窮者に対する新たな相談窓口を「生活困窮者総合相談窓口」として生活福祉課に設置しています。（再掲）</p>	
---	--

ライフステージ別施策 4	求められている方向性
<p style="text-align: center;">中高年 (40・50代・60代前半)</p>	<p>【生活困窮者で求められている方向性】 経済的困窮に加えて、社会的に孤立する傾向がある。 効果的な生活困窮者支援対策が、包括的な生きる支援としての自殺対策ともなりうるため、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等と連動させて効果的な対策を進める。</p>
<p>主な自殺の危機経路【生活困窮者】</p>	<p>失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺</p>

市の取組状況	市における今後の施策の方向
<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内ネットワークとして「こころの健康市内連携会議」があり、自殺対策を含めた「こころの健康づくり」に関する事業や、各課が持つ相談機能について情報交換を行い、課題の抽出や共有を行い、市内の相談機能の強化を行っています。(再掲) ・ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、消費者被害や生活困窮の課題に対応するために、武蔵野市見守り・孤立防止ネットワークを設置し、民間事業者や関係機関とも連携して取り組んでいます。(再掲) ・ 障害者福祉分野では、地域の障害者福祉に関する課題等について協議し、障害者の自立した地域生活を支える為に、関係団体、事業所、学識経験者、当事者、行政等をメンバーとした「自立支援協議会(障害者福祉課)」を開催しています。(再掲) <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 4 月にスタートした生活困窮者自立支援制度として、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金支給事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を実施しています。(再掲) 	<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域リハビリテーションの推進のため、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。(再掲) (2) 現行の市内協議体である「こころの健康市内連携会議」に加え、市内民間事業者や警察、消防、福祉団体等、庁外の関係団体も加えた地域と連携する会議体について、既存の協議体・会議体への機能の付加等の可能性も含めて検討します。(再掲) (3) 本市における健康福祉分野をはじめとする協議体・会議体を活かし、自殺対策に関する情報提供等を行っていきます。(再掲) (4) 経済的困窮の課題を抱えている人だけでなく、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を受け止める相談窓口体制、ネットワーク、連携を強化します。(再掲) <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後も生活困窮者支援として、生活困窮者住居確保給付金事業をはじめとする各事業を推進していきます。

【自立相談支援事業】

経済的に困窮している方に対し、就労の状況や心身の状態など抱えている課題の解決に向けて困窮者本人の意思を尊重した寄り添った支援を実施します。（再掲）

【住居確保給付金支給事業】

就労能力・意欲のある方で、現在離職し、住居を喪失された方（またはそのおそれのある方）に、3カ月を原則として、家賃額相当（上限あり）の給付金を支給します。（再掲）

【就労準備支援事業】

「社会との関わりに不安がある」「長期間就労していない」等、直ちに就労することが困難な方に対し、就労の前段階として必要な生活習慣の形成や社会的能力の習得等の支援を行っています（再掲）

【家計改善支援事業】

家計管理能力を高めるため、家計改善支援員と協力して家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生されることを支援します。（再掲）

- ・武蔵野商工会議所では、労働安全衛生法の改正により50人以上の事業場で年1回のストレスチェックの実施が義務化されたことを受け、会員向けにメンタルヘルスチェックサービスを提供しています。
- ・障害のある方が、日中に市と協定を結んだ障害福祉サービス事業所において活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練や支援を行っています。（日中一時支援事業）（再掲）
- ・障害者総合支援法に基づいて障害のある方、難病等対象者にたいして、日常生活上で必要な支援や訓練等を決定・支給しています。（障害者福祉サービス）（再掲）
- ・障害がある方の就労に関する相談および支援を行う機関として、「武蔵

野市障害者就労支援センターあいる」を設置しています。

- ・18歳以上 65歳未満の身体障害者、中途障害者、高次脳機能障害者が、日常生活動作や訓練方法等に関する相談や、機能回復訓練、障害者相互の交流、地域とのふれあいの場を提供することにより、障害者の自立や社会参加を促す支援を行っています。（障害者福祉センター事業）（再掲）
- ・地域において、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、必要な支援機関へのつなぎ、当事者同士が交流できる場として「地域活動支援センター」を市内3か所に設置しています。（再掲）
- ・重度心身障害児（者）の保護者の介護負担の軽減や休養を図るため、訪問看護師が自宅を訪問し、医療ケア等を一定時間代替します。（重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業）（再掲）
- ・保護者または家族の病気・事故・出産等により緊急の一時的な保護が必要となる場合や介護者の介護疲労を取り除くため、障害者（児）が病院や施設を利用することができます。（障害者ショートステイ事業）（再掲）

■自殺対策を支える人材の育成

- ・市民の相談を受ける機会のある職員が、自殺予防のために適切な対応をとれるよう、教職員を含む全職員を対象にゲートキーパー研修を実施しています。（ゲートキーパー研修）（再掲）
- ・精神障害の方に派遣されるヘルパーが専門的な知識を学び、より適切な支援を行えるようにするため、「精神障害者支援ホームヘルパー現任研修」を実施しています。（再掲）

■住民への周知・啓発

■自殺対策を支える人材の育成

- （1）現在実施している全職員を対象としたゲートキーパー研修に加え、保育士、介護支援専門員、薬剤師など様々な専門職に対するゲートキーパー研修や専門的な知識等の研修を実施します。（再掲）
- （2）現在啓発を主として行っている「市民こころの健康支援事業（テーマ講座）」を、「気づき」のための人材育成の場としても位置付け、多くの市民への「啓発」と「人材育成」を行っていきます。（再掲）

■住民への周知・啓発

- ・生活困窮者自立支援制度の総合相談窓口について、案内チラシを全戸配布しました。また、名刺サイズの相談カードを市内各所で配布しています。
- ・自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催しています。（市民こころの健康支援事業（テーマ講座））（再掲）
- ・武蔵野市の男女平等推進拠点施設である男女平等推進センターでは、各種講座・講演会の実施や図書の貸出、DV防止についての啓発や相談窓口の周知を行っています。（再掲）
- ・メンタルヘルスに関するさまざまな内容について、市内の各種団体・教育機関・組織・グループなどからの要請に応じ、専門の講師を派遣し、講座を実施しています。（市民こころの健康支援事業（出前講座））（再掲）
- ・自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催しています。（市民こころの健康支援事業（テーマ講座））（再掲）
- ・精神保健福祉に関する普及啓発の講演会を年1回開催しています。（精神保健福祉啓発事業）（再掲）

■相談支援事業の充実

- ・市民こころの健康支援事業（相談支援）では、メンタルヘルスに関する相談を、資格をもった専門職が受けています。本人からの相談だけでなく、家族や友人からの相談も受け付けています。（再掲）
- ・うつ病や精神疾患が疑われる場合には、基幹相談支援センターで総合相談、専門相談に対応し、必要な支援機関につなげています。（再掲）

- （1）自殺対策に関する内容の周知と啓発を行うために、市報やホームページに加え、SNSを活用して周知、啓発の強化を図ります。また、相談先機関の周知も合わせて行っていきます。（再掲）
- （2）女性に対する暴力をなくす運動期間に関連講座や図書・パネル展示等を実施することにより、DVやデートDV、性暴力、セクハラ、売買春など暴力の未然防止や早期発見につなげます。（再掲）
- （3）武蔵野商工会議所主催のセミナーで、1つの項目として自殺対策関連内容の実施を依頼し、市内民間事業者に周知、啓発を図ります。
- （4）武蔵野商工会議所において、市の自殺対策関連事業の周知を行い、参加を促進します。

■相談支援事業の充実

- （1）女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談や女性法律相談を実施します。（再掲）
- （2）生活困窮者総合相談窓口を通じて、社会的な孤立や生きづらさを感じることがないように、早期に生活困窮者支援へとつないでいきます。（再掲）

- ・男女平等推進センターでは、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員や弁護士が対応する女性総合相談や女性法律相談を実施しています。（再掲）
- ・障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置として、「障害者虐待防止センター」を設置し、電話での通報は 24 時間受け付けています。再掲）
- ・難病含む障害に対応した総合的な相談支援、相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、ネットワーク構築などの事業を行う、「基幹相談支援センター」を市直営で設置しています。（再掲）
- ・地域において、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、必要な支援機関へのつなぎ、当事者同士が交流できる場として「地域活動支援センター」を市内 3 か所に設置しています。（再掲）
- ・生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うため、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の成功に伴い、生活保護の対象となる方も含め、生活困窮者に対する新たな相談窓口を「生活困窮者総合相談窓口」として生活福祉課に設置しています。（再掲）

ライフステージ別施策 5	求められている方向性
<p align="center">高齢者 (60代後半)</p>	<p>地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャルキャピタルの醸成を促進する方策の推進が求められる。</p>
<p>主な自殺の危機経路</p>	<p>身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 / 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺</p>

市の取組状況	市における今後の施策の方向
<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内ネットワークとして「こころの健康市内連携会議」があり、自殺対策を含めた「こころの健康づくり」に関する事業や、各課が持つ相談機能について情報交換を行い、課題の抽出や共有を行い、市内の相談機能の強化を行っています。(再掲) ・ 高齢者分野においては、地域包括ケア推進協議会(高齢者支援課)により、保健、医療、介護、福祉が連携したネットワークが構築され、地域包括支援センターの適切な運営に努めています。 ・ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、消費者被害や生活困窮の課題に対応するために、武蔵野市見守り・孤立防止ネットワークを設置し、民間事業者や関係機関とも連携して取り組んでいます。(再掲) ・ 障害者福祉分野では、地域の障害者福祉に関する課題等について協議し、障害者の自立した地域生活を支える為に、関係団体、事業所、学識経験者、当事者、行政等をメンバーとした「自立支援協議会(障害者福祉課)」を開催しています。(再掲) <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度として、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金支給事 	<p>■ 地域におけるネットワークの強化</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域リハビリテーションの推進のため、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。(再掲) (2) 現行の市内協議体である「こころの健康市内連携会議」に加え、市内民間事業者や警察、消防、福祉団体等、庁外の関係団体も加えた地域と連携する会議体について、既存の協議体・会議体への機能の付加等の可能性も含めて検討します。(再掲) (3) 本市における健康福祉分野をはじめとする協議体・会議体を活かし、自殺対策に関する情報提供等を行っていきます。(再掲) (4) 経済的困窮の課題を抱えている人だけでなく、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を受け止める相談窓口体制、ネットワーク、連携を強化します。(再掲) <p>■ 生きることへの促進要因への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) いきいきサロン事業、テンミリオンハウス事業、シニア支え合いポイント制度など武蔵野市ならではの共助・互助の取り組みを進め、また、老人クラブ

業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を実施しています。（再掲）

【自立相談支援事業】

経済的に困窮している方に対し、就労の状況や心身の状態など抱えている課題の解決に向けて困窮者本人の意思を尊重した寄り添った支援を実施します。（再掲）

【住居確保給付金支給事業】

就労能力・意欲のある方で、現在離職し、住居を喪失された方（またはそのおそれのある方）に、3カ月を原則として、家賃額相当（上限あり）の給付金を支給します。（再掲）

【就労準備支援事業】

「社会との関わりに不安がある」「長期間就労していない」等、直ちに就労することが困難な方に対し、就労の前段階として必要な生活習慣の形成や社会的能力の習得等の支援を行っています（再掲）

【家計改善支援事業】

家計管理能力を高めるため、家計改善支援員と協力して家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生されることを支援します。（再掲）

- ・高齢者の社会的孤立感の解消や在宅生活の継続支援を目的とする「いきいきサロン事業」、地域の実情に応じた共助の取り組みを促す「テンミリオンハウス事業」、健康維持・増進と社会参加への動機づけ、生きがい、仲間づくりを目的とした「地域健康クラブ」など、様々な地域での居場所づくりに取り組んでいます。

■ 自殺対策を支える人材の育成

- ・市民の相談を受ける機会のある職員が、自殺予防のために適切な対

が行う社会奉仕活動や健康増進、主体的な活動、生きがいを高める活動を支援することで、高齢者の生きることへの促進要因を高めていきます。

- (2) 主に家族を介護している者を対象にした講座や教室等を開催することで、介護の技術や高齢に関する知識を習得したり、不安や悩みを話す、情報交換するなどの機会を提供し、家族の介護負担の軽減と介護者の心身のリフレッシュを図り、家族介護者を支援します。

■ 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 現在実施している全職員を対象としたゲートキーパー研修に加え、保育

応をとれるよう、教職員を含む全職員を対象にゲートキーパー研修を実施しています。(ゲートキーパー研修) (再掲)

- ・精神障害の方に派遣されるヘルパーが専門的な知識を学び、より適切な支援を行えるようにするため、「精神障害者支援ホームヘルパー現任研修」を実施しています。(再掲)

■住民への周知・啓発

- ・自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催しています。(市民こころの健康支援事業(テーマ講座)) (再掲)
- ・自殺対策強化月間では、市役所ロビーにて自殺予防のパネル展示、関連グッズ配布、市報にて「自殺防止!東京キャンペーン」の広報、中央図書館、武蔵野プレイスにおいて、自殺対策関連推薦図書コーナー(70冊)の設置など、講演や展示、印刷物等による啓発・周知を多面的に展開しています。(再掲)
- ・メンタルヘルスに関するさまざまな内容について、市内の各種団体・教育機関・組織・グループなどからの要請に応じ、専門の講師を派遣し、講座を実施しています。(市民こころの健康支援事業(出前講座)) (再掲)
- ・自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催しています。(市民こころの健康支援事業(テーマ講座)) (再掲)
- ・精神保健福祉に関する普及啓発の講演会を年1回開催しています。(精神保健福祉啓発事業) (再掲)
- ・武蔵野市の男女平等推進拠点施設である男女平等推進センターでは、各種講座・講演会の実施や図書の貸出、DV防止についての啓発

士、介護支援専門員、薬剤師など様々な専門職に対するゲートキーパー研修や専門的な知識等の研修を実施します。(再掲)

- (2) 現在啓発を主として行っている「市民こころの健康支援事業(テーマ講座)」を、「気づき」のための人材育成の場としても位置付け、多くの市民への「啓発」と「人材育成」を行っていきます。(再掲)

■住民への周知・啓発

- (1) 女性に対する暴力をなくす運動期間に関連講座や図書・パネル展示等を実施することにより、DVやデートDV、性暴力、セクハラ、売買春など暴力の未然防止や早期発見につなげます。(再掲)
- (2) 生活困窮者自立相談を通じて、支援につながっていない人を社会的な孤立や生きづらさを感じることがないように、早期に生活困窮者支援へとつないでいきます。(再掲)

や相談窓口の周知を行っています。（再掲）

■相談支援事業の充実

- ・市民こころの健康支援事業（相談支援）では、メンタルヘルスに関する相談を、資格をもった専門職が受けています。本人からの相談だけではなく、家族や友人からの相談も受け付けています。（再掲）
- ・男女平等推進センターでは、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員や弁護士が対応する女性総合相談や女性法律相談を実施しています。（再掲）
- ・生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うため、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の成功に伴い、生活保護の対象となる方も含め、生活困窮者に対する新たな相談窓口を「生活困窮者総合相談窓口」として生活福祉課に設置しています。（再掲）
- ・だれもが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅介護・地域包括支援センター、基幹相談支援センターを中心に、医療・介護・福祉関係者が連携して対応できる相談体制を整えてきました。
- ・24 時間 365 日、専門職の相談員が対応する「なんでも電話相談」、専門職等が週 1 回、決まった曜日・時間帯に電話による訪問を行う「高齢者安心コール事業」により、ひとり暮らし高齢者の孤立防止や安否確認を含めた、きめ細かな相談対応を実施しています。
- ・家族で介護されているかたの負担軽減のため、市内在宅介護・地域包括支援センターやデイサービスセンターにおいて、家族介護者の交流の場の提供や、介護についての講座を行っています。（家族介護支援事業）

■相談支援事業の充実

- （1）女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談や女性法律相談を実施します。（再掲）
- （2）生活困窮者総合相談窓口を通じて、社会的な孤立や生きづらさを感じることがないように、早期に生活困窮者支援へとつないでいきます。（再掲）
- （3）在宅介護・地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続します。